

平成 31 年

郡山市教育委員会

2 月定例会議事録

## 平成 31 年 郡山市教育委員会 2 月定例会議事録

日 時	平成 31 年 2 月 14 日 (木) 午後 1 時	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 総務課長補佐 学校管理課長補佐 学校教育推進課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長 学校教育推進課主任主査兼学務・通学路係長	野 崎 弘 志 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 橋 本 裕 樹 熊 田 仁 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 高 山 良 勝 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 安 藤 裕 治 古 川 誠 井 上 薫
	書 記	青 木 千 絵

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第6号 郡山市立学校通学区域の変更及び指定について

議案第7号 郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

### 5 そ の 他

(1) 小学校の休校について

### 6 各課報告

### 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成31年2月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、平成31年1月定例会の議事録の承認についてですが、何かご  
意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
平成31年1月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として、私から報告いたします。  
今回は2件報告させていただきます。まず1件目は、「平成30年度 第3  
回教職員多忙化解消拡大プロジェクトチーム会議について」でございます。  
平成31年1月21日(月)に福島市中町ビルにて開催され、福島県都市教育  
長協議会会長として出席してまいりました。会議においては、県教育委員  
会における多忙化解消アクションプランに基づく取組や、各団体の取組が  
報告されました。また、議事では、それぞれの取組状況を踏まえた上で、

今後の多忙化解消アクションプランの改訂について話がありました。また、「多忙化解消アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集（仮称）について」、今後事例集を作成する予定であるとの話がありました。

続いて2件目は、「郡山市フロンティア大使懇談会について」でございます。平成31年2月7日（木）に東京の都市センターホテルにて開催されました。当日は11名のフロンティア大使の方々にご出席をいただき、吉崎副市長より本市の市政各般に渡る説明を行いました。その後、各大使の方々から、本市の各種施策やまちづくり等に関するご意見をいただきました。さらに懇談会後には懇親会も開催され、広域連携中枢都市圏の取組等についても、様々な視点からお話をいただきまいりました。

以上でございます。

それでは、次に「4 議事」に入ります。本定例会には議事として、議案第6号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定について」、及び議案第7号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」の議案2件が提出されております。特に非公開とすべき案件ではございませんので、審議に入ります。

それでは、議案第6号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

それでは、議案第6号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定について」ご説明します。

平成30年12月定例会提出議案第44号におきまして、大平第一町内会管区の通学区域の変更及び、喜久田町字前北原地区の通学区域の指定の2つの案件について、郡山市学校教育審議会に諮問するということで議決をいただき、このたび平成31年1月31日に学校教育審議会会長から答申がございましたので、会議の概要と併せてご説明します。

まず、大平第一町内会管区の学区についてご説明します。同地区の指定学区を芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校に変更することについて、審議の際に委員の方からは、芳賀小学校に通う場合と、緑ヶ丘第一小学校へ通う場合の通学距離の違いについてご質問がありましたが、極端に通学距離が変わることはないという説明を申し上げました。最終的には、全世帯分の同意書とともに要望書が出されたことや、子どもたちが通う幼稚園、小学校、中学校の流れ、地域の方々や町内会長のお話等を考慮すれば、緑ヶ丘第一小学校への通学が妥当であるとの結論に至り、大平第一町内会管区については、学区を芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校へ変更することが望ましいとの答申がございました。

次に、喜久田町字前北原地区の学区の指定についてご説明します。こちらについても、審議の際に委員の方から様々なご意見やご質問が出されましたが、過去の学校教育審議会において富田東小学校の児童数を減らそうとしてきた動きがある一方で、今回の学区の指定は、逆に児童数を増やすことになってしまうという点について論点を絞り、審議していただきました。この中で、新たに付番された地区の近隣に住んでいらっしゃる委員の方から、「付近の住民にとっては、ここの地区は富田東小学校に行くものだと思っていると思うので、住民目線で考えれば、この地区が富田小学校や喜久田小学校の指定になれば、違和感を覚えるだろう。」とのお話がありました。また、一番気がかりなのは富田東小学校の過大規模校化についてであるとのご意見が出されましたが、これに対しては学校教育審議会で作った隣接区域選択制を取り入れる手段もあるということをご説明し、この制度を活用しても過大規模の状態が解消されない場合には、改めて学区の再編を考えていかなければならないのではないかとのご意見等が出されました。最終的には、新たに付番される地区の周辺が富田東小学校の学区であるという現状や、通学の安全性などを総合的に判断すれば、富田東小学校の学区にするのが妥当ではないかという結論となり、答申が出されました。

以上でございます。

教 育 長           委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者       今ご説明いただいた喜久田町字前北原地区の件について、審議会の委員の方から、地域住民の方からすれば、新たに付番された地区については、富田東小学校に行くのは当然だという意識があるとのお話がありました。この地区が富田東小学校の学区の中央にあるのであれば別なのですが、実際には喜久田小学校の学区や、喜久田小学校の学区の準特殊地域、それから富田東小学校の学区の境目にある土地なので、なぜこの地域の方々はそのような認識を持っているのか、ご説明いただきたいと思います。また、通学の安全性などを総合的に考慮して、富田東小学校の学区に指定するのが望ましいという結論に至ったということでしたが、その総合的な考慮の内容について、具体的にどういった理由によって、過大規模校だという点を踏まえてもやはり富田東小学校の学区にすべきだということになったのか、別な理由などがありましたら教えていただければと思います。

学校教育推進課長       はじめに、地域住民の方々の認識についてですが、まず、この新たに付番

される地区の北側と南側が富田東小学校の学区になっております。また、この地区の西側は、喜久田小学校の学区となっておりますが、町内会からの要望を受けて準特殊地域として指定し、富田東小学校へも通えるようになっております。実際、新たな付番地の西側に住んでいる児童のほとんどは富田東小学校に通っている現状でございます。さらに、線路をはさんで東側にあります喜久田小学校の学区の部分についても、町内会からの要望に基づき準特殊地域となっており、実際には児童たちは富田東小学校に通っております。従って、新たに付番される地区の周辺の児童のほとんどが富田東小学校に通っている現状でありますので、保護者の方々や地域住民の方が、この地区に住めば富田東小学校へ通うことになるのは当然だと認識されているのではないかと思います。

次に、「総合的な考慮」の具体的な内容についてですが、まず、集団登校をする場合の安全性が挙げられます。集団登校の際には、近隣の地域の児童が富田東小学校へ向かいますので、富田東小学校以外の学校に指定すると、この地区の子どもたちだけが別の方向へ通うことになってしまいます。また、地域と学校の連携の面から、町内会の中でこの地区だけ学校が違ってしまうと、町内会と学校との連携も取りづらくなってしまいます。さらに、もともとの指定である喜久田小学校は通学距離も非常に長くなってしまいます。これらの集団登校や通学距離等の通学の安全性、地域と学校との連携等の理由により富田東小学校が適当ではないかとの結論に至ったものでございます。

阿部職務代理者

資料別紙の地図のみを見れば、学区の境目のように見えますが、実質的には、周囲の子どものほとんどは富田東小学校に通っている状況で、この地区だけ別の小学校に指定してしまうと、通学や地域との連携の際に問題が生じてしまうということですね。

阿部委員

大平地区の件についてですが、何人が緑ヶ丘第一小学校に通うことになりますか。

学務・通学路係長

現在は5人を予定しております。

学校教育推進課長

大平地区の児童については、すでに学区外通学により緑ヶ丘第一小学校へ通学しておりますので、実際に通っている児童の数自体に変動はございません。

阿部委員 緑ヶ丘第一小学校は、今後教室が足りなくなるようなことはないのでしょうか。

学校教育推進課長 緑ヶ丘第一小学校については、ピーク時には800人を超えるようなときもありましたが、現在は急激に児童数が減少しており、毎年50人から100人の間で減少を続けていくような推計ですので、教室が足りなくなるというようなことはないと思われます。

教育長 委員の皆様、ほかに質問等ございますか。

(なし)

教育長 それでは、これより採決いたします。

議案第6号「郡山市立学校通学区の変更及び指定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第7号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 それでは、議案第7号「郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」、ご説明します。議案第7号は、学区に関する規則の一部改正になります。

まず、改正要旨についてですが、上伊豆島小学校の廃校や先ほどの議案でご説明しました、大平地区と喜久田町字前北原地区の学区の変更及び指定、湖南小中学校の義務教育学校化等について、所要の改正を行うものがあります。

次に主な改正理由・内容についてですが、修正と削除がございます。まず修正についてですが、1点目は、先ほど審議いただきました、大平第一町内会の要望に基づく学区の変更について、同町内会管区の学区を芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校へ変更するものでございます。2点目についても、先ほど審議いただきました、喜久田町字前北原地区の一部の学区未指定地区を新たに富田東小学校の学区へ指定するものでございます。3点目

は、平成31年4月から義務教育学校として湖南小中学校が開校することに伴い、規則の義務教育学校の区分に湖南小中学校を追記するものでございます。次に、削除についてですが、1点目は平成31年3月末で上伊豆島小学校が廃校となりますので、規則別表から上伊豆島小学校の表記を削除し、上伊豆島小学校の学区となっていた地区を喜久田小学校の欄に追記するものです。2点目は、先ほども申しあげました義務教育学校としての湖南小中学校の開校に伴い、規則別表中の小学校と中学校の欄から湖南小学校と湖南中学校を削除し、当該学校の学区を湖南小中学校へ追記するものです。以上でございます。

教 育 長           規則の案文に即して、今ご説明いただいた内容を追って説明いただけますか。

学校教育推進課長       まず芳賀小学校についてですが、要望のあった大平第一町内会管区の住所が芳賀小学校の学区から除かれました。次に富田東小学校については、新たに付番された喜久田町字前北原地区の住所である「57番地の174から57番地の191まで」という文言が加えられました。大成小学校については、「島二丁目（15番、20番、21番・・・）」となっている部分が、改正後は「島二丁目（15番から21番まで・・・）」となりました。次に緑ヶ丘第一小学校についてですが、大平第一町内会管区の住所が新たに学区に加えられました。喜久田小学校については、もともと上伊豆島小学校の学区であった「待池台二丁目」と「熱海町下伊豆島」の全地区、「熱海町安子島（字四ツ谷 字四ツ背山）」と「熱海町長橋（字南浦を除く）」が加えられ、「字前北原地区（・・・57番地の174から57番地の191まで・・・を除く）」としたことで、喜久田町字前北原地区の新たに付番された住所を含めた富田東小学校学区の住所を、喜久田小学校の学区から除きました。続いて湖南小学校と上伊豆島小学校、湖南中学校については改正後では削除されております。同じく喜久田中学校の学区から「上伊豆島小学校」の文言が削除されます。最後に、義務教育学校の欄に湖南小中学校が追記されることとなります。以上でございます。

教 育 長           委員の皆様、ほかに質問等ございますか。

（なし）

教 育 長           それでは、これより採決いたします。



議案第7号「郡山市学齡児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長       ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。「(1) 小学校の休校について」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長       それでは、「(1) 小学校の休校について」ご説明します。

郡山市立御館小学校下枝分校についてであります。御館小学校下枝分校につきましては、平成29年度から在籍生徒が0人であり、2年間休校でございました。平成31年度の入学予定者が2人おりましたが、その2人とも御館小学校へ入学予定でありますので、平成31年度も在籍児童数が0人となり、平成32年3月31日まで1年間休校となります。下枝分校が来年度も休校となりますと、休校3年目を迎えます。上伊豆島小学校も3年休校したのち閉校となりましたが、下枝分校につきましても、地元の方と今後協議を行いながら、閉校へ向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教 育 長       委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長       それでは、次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	・郡山市社会教育委員の会議からの提言書提出について
2	中央公民館	・「ナイトカレッジ」について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「のびのび子育て広場」について</li> </ul>
3	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央図書館ライブラリーコンサートの実施報告について</li> </ul>
4	美術館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展「ブリューゲル展 画家一族 150 年の系譜」について</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県博物館協議会研修について</li> </ul>
5	学校管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度郡山市児童生徒の体力・運動能力調査結果について</li> </ul>
6	教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 月教職員研修講座等の実施状況について</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郡山市公立学校教職員研究物展について</li> </ul>
7	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）郡山市歴史情報・公文書館基本構想（案）について</li> </ul>

教 育 長      以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。  
 その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長      無いようですので、郡山市教育委員会平成 31 年 2 月定例会を閉会いたします。

終了時刻    午後 2 時 15 分